

上限価格方式の運用に関する研究会（第2回） 議事概要

1. 日時：令和5年1月23日（月）10:00～10:39
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者
 - (1) 構成員（五十音順、敬称略）

伊藤 成康、関口 博正、辻 正次（座長）、長田 三紀、中村 彰宏、山内 弘隆（座長代理）
 - (2) 総務省
片桐 料金サービス課長、寺本 料金サービス課企画官、
浅川 料金サービス課課長補佐、永井 料金サービス課課長補佐
 - (3) オブザーバー
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社
4. 議題
 - (1) 取りまとめに向けた議論
 - (2) その他

<取りまとめに向けた議論>

（事務局から資料1について説明）

【山内座長代理】

取りまとめの方向性については、この資料どおりで私は全く異存はありません。

それで、重要なのは13ページのところで、これからどういうふうになっていくのかという視点が大事だと思います。これからなっていくというよりは、どうすべきかということです。ここにあるように、インフレの今、問題がある中で、何らかの形でセーフガードが必要なのかなと思います。

それで、ただ一方で、特に固定電話については、方式自体が大きく変わってしまうわけなので、現状のままというわけではないのだろうと思いますし、それだけではなくて、ここにもありますように、競争全体に目を向けという長田さんの意見がありますけれども、

まさにそうだと思います。どんなふうに競争が起きているのかということを考えて、それで、次の何らかの規制方式を考えていくのかなと思います。広い視点で見られたらいいのではないかと思います。

私からの意見、以上でございます。

【辻座長】

大変重要な御指摘だと思います。総務省にお聞きしたいのですが、今、山内構成員が言われたように今後のプライスキップの在り方ということを検討していくということであれば、そもそも論としてこれを存続するのかもしれないのか。存続することについては、構成員の皆さん方、御賛成かと思いますが、変更、修正、あるいは方向を変える場合には、それはいろいろな変え方があると思います。まず、例えばやめてしまおうというのは、極端な場合であり、あるいは部分的に修正することがあります。これについては、総務省は事前的に何かどの辺りまでというようなお考えというのはございますでしょうか。どなたでも結構ですので、お願いできますでしょうか。

【寺本料金サービス課企画官】

今、座長から御指摘いただきましたのは、今後の在り方についての議論の方向性の観点かと思いますが、構成員の先生方にいただきました御意見ですと、上昇を抑制する何らかの仕組みが必要だというのは、皆様、共通の御見解だと思われまして、また、固定電話サービスについてのみ継続していくのがよいのかというのは、NTT東西さんも構成員の皆様も合意される点かと思いますが。

このため、現状、市場の競争状況などの整理を済ませておりませんので、そういった面も含めて、フラットに議論を進めていただけたらと考えております。

【辻座長】

結構です。分かりました。いろいろな新しい状況等がありますから、基本は存続するという形で、ただ現状に合わせて、どう修正していくかということは、これは十分検討してよいかと思いますが。

【中村構成員】

私も山内先生と同様、今回の方向性については、基本的に賛成だと考えております。

今、関連して山内先生も13ページの今後の方向性についての議論をしていくという必要性の話がありましたし、寺本様からもフラットにというお話ありました。ここについて、

1点細かい点ですけれども、コメントさせてください。私が第1回の研究会で発言した点についてなので、ちょっと恐縮ですけれども、私はエビデンスに基づいて議論すべきだということを申し上げました。もちろん趣旨としては、そのとおりで、箇条書にすると、エビデンスに基づいた検証が必要ということになるのですが、エビデンスの厳密さという点については、少し柔軟に考えるべきかなというのは考えております。

検証の実施可能性と申しますか、どこまで厳密なエビデンスが出せるかというのは、検証のコストの兼ね合いというのが大きくあると思っています。例えば、14ページのスライド、シェアの議論をされています。この数字というのはすごく大変参考になる数字ではありますが、厳密に言えば、市場画定をきちんとしてからでないと、厳密な定義づけというのができないわけであります。ただ、そこにS N I Pテストのようなことをして、きちんと市場画定をしてというと、現状の固定電話の音声サービスというのは、今、ここで使っているスカイプのようなビデオの機能も従量料金はありませぬし、携帯電話も音声は無制限で実質従量料金がないプランも提供されております。SNS上の音声通話もそのとおりだと思っています。

こういったものに対して、厳密に市場画定のそういうテストのようなものをしていくというのは非常に難しい面があるかと考えています。そういう意味では、例えば諸外国の状況を参考にするとといったような国際比較などは、ある意味、最も緩い意味での客観的な判断材料になろうかと思うんですけれども、こういった判断材料も含めて、できるだけ客観的な方法で論理的に検証していくということが必要だという趣旨で発言してございまして、もちろん今回の方向性もそういう趣旨であろうと理解しております。なので、そういう意味で、できるだけ客観的な材料で、今後のプライスカップ制度の在り方というのを判断する必要があるのではないかとという方向性で、そういう意味で、こちらの今回の中間取りまとめの方向性に賛同しております。

細かいコメントになりましたが、以上となります。

【辻座長】

御指摘のとおりで、市場画定等々になりますと、それなりのエビデンスが要ります。エビデンスを得て準備するということになりますと、これまた大変な作業になります。市場画定は別の委員会でやられておられますから、そこから知見をもらうという点もあると思います。しかし、おっしゃられたような厳密性を、やはりある程度、確保しないと制度の公平性とか信頼性は得られませんので、常に客観的なデータに基づく、あるいはエビデン

スに基づくということは、我々は頭に入れて考えていきたいと思っております。どうも御指摘ありがとうございました。

【辻座長】

現状のインフレを頭に入れますと、確かにプライスカップというのは意義がありますが、どこまで継続するか、年内に収まるという可能性は非常に少ないような気がします。ただ、2年とか3年とかになりますと、物価上昇もどこかで収まるような気がしますけれども、将来は何が起こるか分かりません。これまでのデフレの場合、それなりにいろいろな問題が出てきましたが、対応してきました。プライスカップの意義は物価上昇面になったときに、それをチェックするという機能があります。短期的に見たら、今のインフレだけを頭に入れていることではないですが、それなりに検討しておくことも必要かと思えます。

【関口構成員】

今回の資料で、よくまとめていただいたと思っております、特に13ページ目のところのまとめというのは、今後の総務省での根本的な見直しにつながることを期待しております。この会議は、制度そのものの運用に関する研究会ということなので、ここから先は違う組織体に委ねて検討を進めていただくということになると思いますが、今回の趣旨を十分に生かしていただければと思っています。

もう1点、少し時代が変わったということを知っているのは、2ページ目の県間通話、それから国際通話の扱いだと思うのです。NTT法によって、東西さんというのは、県内通信に限ると業務区分が決められているわけですが、このように、音声についても全国一律料金というような制度を入れてみると、やはり県間を1つのサービス、単一のサービスの中の構成要素として取り入れざるを得ないということで、データの場合は、距離区分の管轄というのは初めからなかったわけですが、音声についてもこのように、距離区分の概念が少しずつ交代したなということを実感した次第でありまして、こういったことも含めて、環境の変化ということも、今後の検討の中で生かしていただくことになるのだと感じました。

【伊藤構成員】

恐縮ですが、私、一言だけ申し上げたいと思いますが、これからもプライスキップのような通信料金の一定の抑制をするための仕組みというのが必要だというのは、私も共感するところでありますけれども、細かく固定電話に関するプライスキップでX値をどう決めるかという、これまで長く取り組まれてきた問題ですけれども、前回の研究会でも議論ありましたように、非常に情報収集、意思決定のための負担が重いということは間違いのない事実だと思います。このキャップというのは、固定電話のカテゴリーの中で、言わば閉じた公正な料金形成がなされるために、こういう規制方式にのっとっていくべきだという哲学があって、その線で規制が続けられてきたものと理解しておりますけれども、固定電話のカテゴリーの中で閉じたということがポイントだと思うわけで、これまでも再々資料を御提供いただいているところからも明らかなように、このマーケットというのは、言葉は気をつけないといけないですけれども、もはやかなり違うものに代替されてフェードアウトしていく市場だということは、どなたの目から見ても明らかと思われまます。その一方で、過去にこのサービスを提供していくために築いてきたネットワークと申しますか、投資してきたものが全部回収し切れていないという部分も正直あって、ストランデッドというか、座礁資産なんていう言い方をする人もいるみたいですが、どうやって、あまり使いようがないだけども、ぎりぎり残っている部分を支えていくかというところの費用の回収みたいな話は、プライスキップのもともとの議論と、そんなに折り合いがうまくつかないというか、別途の処理の枠組みが必要なのではないかと個人的には考えております。その意味でも、プライスキップ規制のやり方を、ずっとこれまでどおりでいいのかどうかという問題意識は事務局のほうでも強く持たれて、総務省さん全体のテーマとして考えていただくというのは大変結構なことなのではないかなと思います。

2点になりますか。キャップのやり方を少し変えるといいますか、大きな問題なので省全体の問題として考えていただくということと、テクニカルにX値の推定というのも、もう少しシンプルなやり方があるのかもしれないということで、そこもお考えいただければということです。

【辻座長】

ありがとうございました。確かに当初から規制のコスト、このデータを集めるというのが、特に事業者の方に非常に大きな負担を求めているというのは前からございましたので、今おっしゃられたように、コストをいかに少なくして、実質的なデータをどう取るか、あるいはどうX値を計算するかという非常に大事な問題で、かつ非常に難しいと思いますが、

我々、ないし総務省のほうも御検討をお願いしたいと思います。

それから、もう1点、投資の回収、過去の投資の回収の問題ですが、これも確かにネットワークの維持とか考えますと、事業者にとっては非常に大きな問題だと思います。しかし、プライスキップの中だけでは解決できないので、総務省のほうは、これは別の意味で、政策的観点から検討されているものだと私は理解しております。

【長田構成員】

13ページの今回の中間取りまとめの骨子案については賛成をしております、今後、総務省の多分別のところでは考えていただくことになるだろう今後の在り方は、プライスキップ制度そのものだけではなくて、全体に通信というのが、もう本当に暮らしに必須で、何もかもが通信を利用したサービスになってきて、よりなっていくだろうという状態の中で、ゆがみが出てこないようなことをきちんと考えていっていただきたいなと思っています。

そして、何か必要な、プライスキップなのか、別の仕組みなのか分かりませんが、我々が安心して通信を使い続けられるような仕組みを議論していただければいいのではないかなと思っています。競争さえあれば、大丈夫というわけにはなかなかいかないことがあり得ることもあるような気がしますので、そういうものをきちんと見ていくという仕組みを考えていただければと思っています。

【辻座長】

確かにおっしゃるように、消費者の皆さん方は、価格の動向というのは非常に敏感でありますし、経済にとっても大事なもので、今の御意見は非常に大事かと思っています。

【辻座長】

それでは、今日の研究会では、今後の在り方ということで、特に13ページにまとめていただいた方向性が、構成員の皆様も非常にうまくまとめられていて、今後の議論の方向を示しているという御理解をいただきました。これに沿って、今後、最終的な方向に向けて、いろいろ議論していきたいと思いますが、これでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【辻座長】

これも前回も、第1回目でも議論いたしましたところでもありますので、これをもって最

終的に方向性が了承されたとして、今後進めていきたいと思ひます。

<次回について>

【辻座長】

それでは、次回の予定につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【浅川料金サービス課課長補佐】

次回は2月13日、月曜日、15時から本日と同様にオンラインでの開催を予定しております。議題といたしましては、本日のいただいた議論を踏まえまして、中間取りまとめを御議論いただきたく存じます。詳細につきましては、事務局より別途メール等で御連絡差し上げます。

【辻座長】

これをもちまして、第2回会合を終了したいと思います。本日はどうも皆様ありがとうございました。これにて終了させていただきます。